

# **長南町地球温暖化防止実行計画**

## **(役場事務事業編)**

平成22年3月策定  
平成28年7月改訂

長 南 町

## 第1章 計画策定の背景

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象です。この現象は結果的に自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予測される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つといえます。

地球は太陽からの日射によって暖められています。また、その暖められた地球からも熱が放射されています。そして、この熱の一部を大気に含まれる温室効果ガスが吸収し、再び地表に返すことによって、地球の平均気温は15°Cと人間をはじめ生物が生きるために適した環境が保たれています。

地表からの放出熱（赤外線）を吸収し、地球温暖化の原因となる気体のことを温室効果ガスといいます。二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などがこれにあたり、約8割は石油等の化石燃料の燃焼によって生じると言われています。

大気中に占める温室効果ガスの割合が増加することによって、大気の熱吸収量が増加します。それによって、太陽光により暖められた地表からの放出熱（赤外線）が吸収され、地表に再放射される量も増加するため、気温が上昇する現象が生じます。これが地球温暖化です。温室効果ガスの大気中濃度は、増加傾向にあるため、大気の熱吸収量も増加傾向にあり、現在の地球は温暖化が進行しているといえます。このまま温暖化が進みますと、2100年には地球の温度が1.4°C～5.8°C上昇するものと予測されています。

地球温暖化防止については、1994年（平成6年）の「気候変動に関する国際連合枠組み条約」の発効を機に国際的な検討が行われました。1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）では「京都議定書」が採択され、各国の温室効果ガスの削減目標が定められ、我が国は2008年から2012年の5年間に1990年レベルから6%削減するという目標を定めました。

このような国際的な動きを受け、我が国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、平成11年4月に施行しています。法第20条の3では、「都道府県および市町村は、京都議定書目標達成計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に關し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という）を策定するものとする」と規定しています。

町では、これまで省エネルギー・省資源・再利用に努めてきましたが、平成17年2月16日に「京都議定書」が発効したことにより、さらに積極的に地球温暖化防止対策に取り組むため、「長南町地球温暖化防止実行計画」を策定することとしました。

## 第2章 基本的事項

### 1 策定の趣旨（背景・位置付け）

本計画は、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、町が自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取組みについて、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「推進法」という)第20条の3に規定する実行計画として策定するものである。

### 2 計画の目的

長南町の事務・事業の実施に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に際し、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けた自主的な取組みを計画的に実行することを目的とする。また、新エネルギーの導入について、積極的に検討していく。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間とする。

### 4 計画の基準年度

平成20年度（2008年度）を基準年度とする。

### 5 計画の対象とする温室効果ガス

推進法で定められた①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、②メタン（CH<sub>4</sub>）、③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）の温室効果ガスとする。

なお、⑤パーフルオロカーボン（PFC）及び⑥六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、排出実態の把握が困難であり、また、町役場の事務・事業からの排出はほとんどないものと推定されることから排出量は算定しない。

### 6 計画の対象とする組織・事務事業の範囲

計画の対象は、原則として町の行うすべての事務・事業及びすべての所属及び職員とする。したがって、庁舎におけるものののみならず出先機関も含まれる。

ただし、本町から外部機関への委託等により実施するものについては、計画の対象範囲ではないが、温室効果ガス排出抑制が可能な場合については、受託者等に対して必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請するものとする。

所管課	対象施設等
総務課	長南町役場(本庁舎)、保健センター、車庫、防災行政無線中継基地、公用車、防犯灯
企画政策課	公用車
財政課	旧幼稚園、旧長南小学校、旧豊栄小学校、旧東小学校、旧西小学校
税務住民課	公用車
保健福祉課 (保育所)	子育て交流館、老人いこいの家、公用車 保育所
産業振興課 (農村環境改善センター)	公園、野営場、公衆用トイレ、農業集落排水下水処理施設(3箇所)、公用車 農村環境改善センター
農地保全課	公用車
建設環境課 (笠森霊園管理事務所)	街路灯、公用車 霊園管理事務所、公衆用トイレ、公用車
ガス課	ガス供給所、ガス施設、公用車
会計課	—
議会事務局	—
農業委員会	—
社会福祉協議会	公用車
学校教育課	長南小学校、長南中学校、公用車
給食所	給食所
生涯学習課 (中央公民館) (資料館)	同和対策集会所 中央公民館 資料館
(海洋センター)	海洋センター事務所、陸上競技場(総合グランド)、体育館、野球場、長南テニス場、美原台テニス場、ゲートボール場、長南町B&G海洋センタープール

## 第3章 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの現状の排出量は、平成20年4月～平成21年3月を算定期間として算定する。

### 1 算出方法

温室効果ガス排出に関連する活動の種類毎に、原則として政令で定められた排出係数及び温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素の当該程度に対する比で示した地球温暖化係数を乗じた次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{活動の種類ごとの温室効果ガス排出量} &= \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \\ (\text{活動の種類ごとに温室効果ガスの排出量を算出し、これを二酸化炭素に換算する}) \\ \text{温室効果ガス総排出量} &= \sum \{ (\text{各温室効果ガスの排出量}) \} \end{aligned}$$

#### (1) 活動の種類

「活動の種類」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（以下、「施行令」という。）第3条第1項の各号にそれぞれ定められている。本町の事務事業に該当するものは、以下のとおりである。

本町の事務及び事業に該当する活動の種類

温室効果ガス	施行令	活動の種類
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	一号イ	燃料の使用に伴う排出
	一号ロ	他人から供給された電気の使用に伴う排出
メタン (CH <sub>4</sub> )	二号ニ	自動車の走行に伴う排出
	二号ヲ	下水の処理に伴う排出
	ニ号ワ	浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	三号ホ	自動車の走行に伴う排出
	三号カ	浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	四号イ	自動車用エアコンディショナーの使用時の排出

#### (2) 活動の種類ごとの排出量

「活動の種類ごとの排出量」は、一単位あたりのある活動に伴う温室効果ガスの排出量（排出係数）に、排出量を算定しようとする期間における当該活動の量（活動量）を乗じることにより得られる。

### (3) 排出係数

排出係数については、施行令第3条第1項の規定に基づき、毎年度別に政令で定めることとしている。

今回の算定にあたって用いた排出係数は、以下のとおりである。

排出係数

活動の種類	排出係数	単位	
燃料の使用（ガソリン）	2.322	kg-CO <sub>2</sub> /1	
燃料の使用（灯油）	2.489	kg-CO <sub>2</sub> /1	
燃料の使用（軽油）	2.619	kg-CO <sub>2</sub> /1	
燃料の使用（A重油）	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /1	
燃料の使用（LPG）	3	kg-CO <sub>2</sub> /kg	
燃料の使用（都市ガス）	2.011	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	
電気の使用	0.555	kg-CO <sub>2</sub> /kwh	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（普通・小型乗用車）	0.00001 0.000029	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（軽自動車）	0.00001 0.000022	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（普通貨物車）	0.000035 0.000039	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（小型貨物車）	0.000015 0.000026	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（軽貨物車）	0.000011 0.000022	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔ガソリン・LPG〕（特種用途車）	0.000035 0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔軽油〕（普通・小型乗用車）	0.000017 0.000025	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔軽油〕（普通貨物）	0.000015 0.000014	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔軽油〕（小型貨物）	0.0000076 0.000009	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
自動車の走行〔軽油〕（特種用途車）	0.000013 0.000025	kg-CH <sub>4</sub> /km kg-N <sub>2</sub> O/km	
カーエアコンの使用	0.015	kg-HFC/台	
下水の処理	終末処理場	0.00088	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>
		0.00016	kg-N <sub>2</sub> O/人
	し尿処理	0.049	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>
		0.00096	kg-N <sub>2</sub> O/人
	浄化槽	0.55 0.022	kg-CH <sub>4</sub> /人 kg-N <sub>2</sub> O/人

#### (4) 地球温暖化係数

地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数であり、施行令第4条にそれぞれ定められている。

今回の算定にあたって用いた地球温暖化係数は、以下のとおりである。

地球温暖化係数一覧

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1, 300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン (PFC)	6, 500 (PFC-14)
六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23, 900

## 2 算出結果

### (1) 活動量

平成20年度の町の事務及び事業における活動量は、以下のとおりである。

町の事務及び事業における活動の種類及び活動量

活動の種類	単位	活動量	
燃料の使用 (ガソリン)	ℓ	29,838	
燃料の使用 (灯油)	ℓ	320	
燃料の使用 (軽油)	ℓ	8,454	
燃料の使用 (A重油)	ℓ	0	
燃料の使用 (LPG)	kg	10	
燃料の使用 (都市ガス)	m <sup>3</sup>	116,407	
電気の使用	kwh	1,998,899	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (普通・小型乗用車)	km	101,446	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (軽自動車)	km	97,555	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (普通貨物車)	km	12,602	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (小型貨物車)	km	75,708	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (軽貨物車)	km	33,481	
自動車の走行 [ガソリン・LPG] (特種用途車)	km	17,498	
自動車の走行 [軽油] (普通・小型乗用車)	km	37,519	
自動車の走行 [軽油] (普通貨物)	km	0	
自動車の走行 [軽油] (小型貨物)	km	0	
自動車の走行 [軽油] (特種用途車)	km	0	
カーエアコンの使用	台	42	
下水の処理	終末処理場	m <sup>3</sup>	0
	し尿処理	m <sup>3</sup>	4
	浄化槽	人	4,310

## (2) 温室効果ガス排出量

平成20年度における町の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量は、以下に示すとおりである。

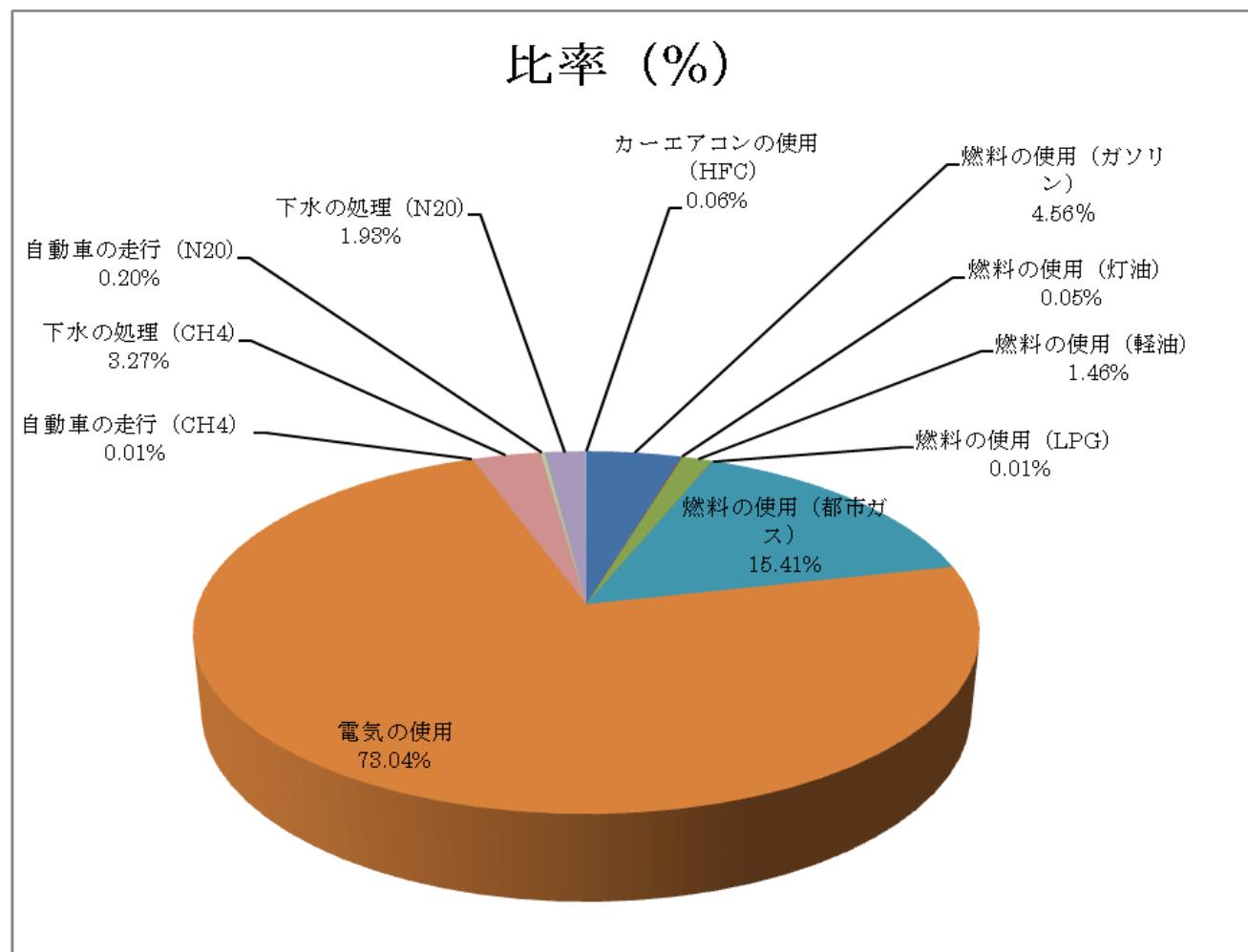
町の事務及び事業における排出量は、1,518,811kg-CO<sub>2</sub>であり、電気の使用による二酸化炭素の排出が最も多く、全体の73.0%を占めている。

以下都市ガスの使用による二酸化炭素の排出が15.4%となっている。

町の事務及び事業全体における温室効果ガス総排出量

ガスの種類	活動の種類	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	比率 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の使用 (ガソリン)	69,273	4.56%
	燃料の使用 (灯油)	797	0.05%
	燃料の使用 (軽油)	22,144	1.46%
	燃料の使用 (A重油)	0	0.00%
	燃料の使用 (LPG)	31	0.01%
	燃料の使用 (都市ガス)	234,098	15.41%
	電気の使用	1,109,389	73.04%
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	105	3.28%
	下水の処理	49,785	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	2,975	2.13%
	下水の処理	29,395	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	819	0.06%
合 計		1,518,811	100.0%

図 1 町の事務及び事業全体における温室効果ガス総排出量比率 (%)

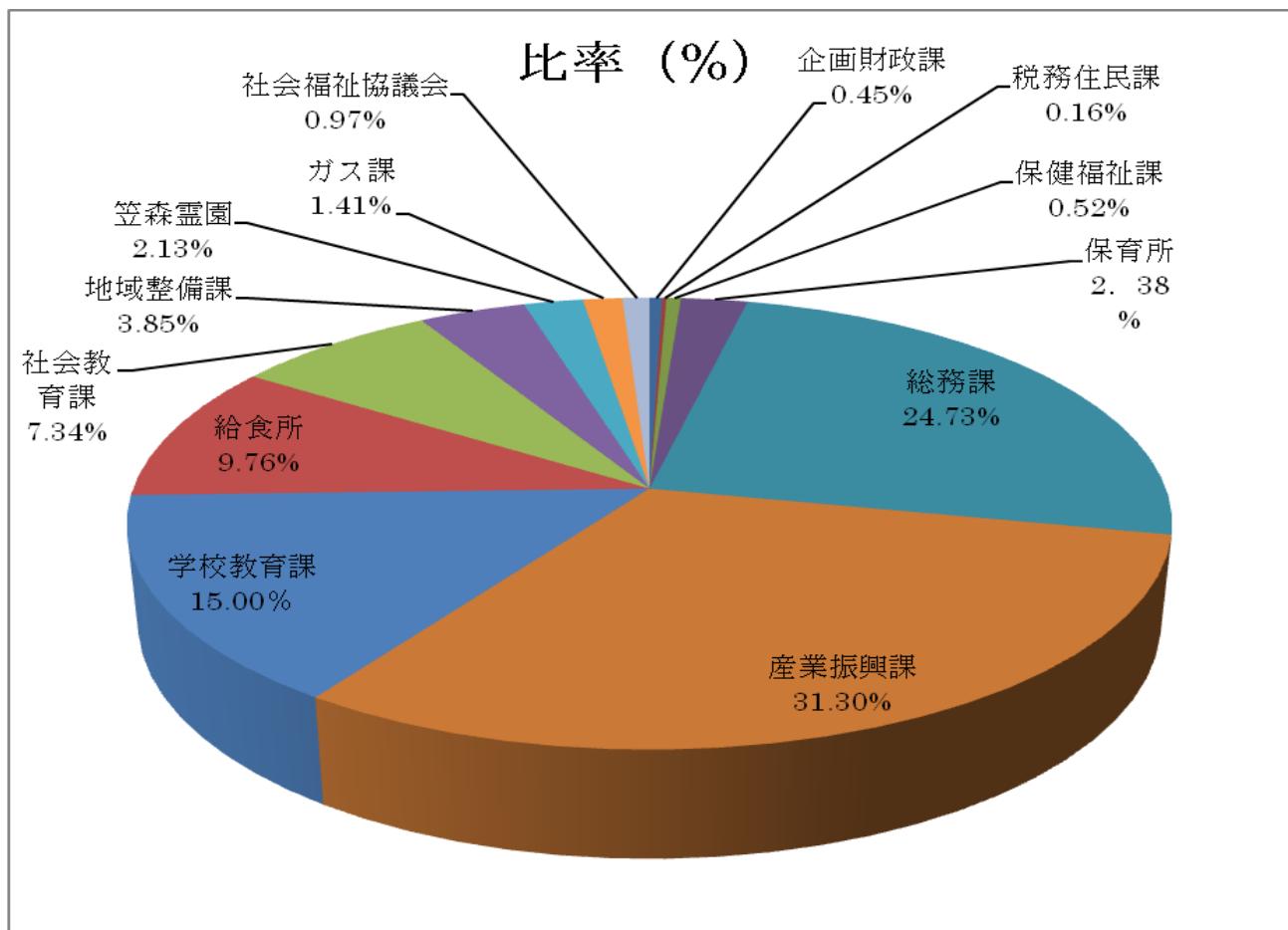


### (3) 所管課別温室効果ガス排出量

町の事務及び事業における部門別温室効果ガス排出量は、以下に示すとおりである。  
総務課においては、庁舎の電気使用量・公用車の燃料使用量がその多くを占める。  
産業振興課においては、農業集落排水事業に伴う電気使用量がその多くを占める。  
教育委員会においては、町立小学校・中学校における電気使用量がその多くを占める。

課名	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	比率 (%)
総務課	375, 674	24. 73%
企画財政課	6, 906	0. 45%
税務住民課	2, 383	0. 16%
保健福祉課	7, 871	0. 52%
保育所	36, 180	2. 38%
産業振興課	475, 460	31. 30%
地域整備課	58, 449	3. 85%
笠森靈園管理事務所	32, 284	2. 13%
ガス課	21, 440	1. 41%
社会福祉協議会	14, 758	0. 97%
学校教育課	227, 594	15. 00%
給食所	148, 279	9. 76%
社会教育課	111, 533	7. 34%
合計	1, 518, 811	100. 00%

図 2 所管課別温室効果ガス排出量比率 (%)



#### (4) エネルギー使用量の原油換算表

町の事務及び事業における活動量を原油に換算した数値は、以下のとおりである。

エネルギーの種類	年間使用量 a	単位	原油換算係数 b		原油換算量 (k1) c=a×b
燃料	原油		k1	0.986	0.0
	ガソリン	29.838	k1	0.893	26.6
	ジェット燃料油		k1	0.947	0.0
	灯油	0.32	k1	0.947	0.3
	軽油	8.454	k1	0.986	8.3
	A重油		k1	1.01	0.0
	B・C重油		k1	1.08	0.0
	石油アスファルト		t	1.08	0.0
	石油コークス		t	0.918	0.0
	液化石油ガス (LPG)	0.0104	t	1.30	0.0
	石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	1.16	0.0
	液化天然ガス (LNG)		t	1.41	0.0
	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	1.06	0.0
	原料炭		t	0.746	0.0
	一般炭		t	0.686	0.0
	無煙炭		t	0.702	0.0
	石炭コークス		t	0.777	0.0
	コールタール		t	0.962	0.0
熱	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.544	0.0
	高炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.088	0.0
	都市ガス (注1)	116.41	千m <sup>3</sup>	46.0	0.0258
小計					173.4
電気	熱 (産業用蒸気)		GJ	0.0263	0.0
	熱 (蒸気、温水、冷水)		GJ	0.0351	0.0
	小計				0.0
	電気 (昼間) )	1998.9	千 kWh	0.257	513.7
	電気 (夜間) )		千 kWh	0.239	0.0
	小計				513.7
	合計				687

ドラム缶

3,435 本分

(注1) 都市ガスの原油換算については、以下の通りとなる。

・年間使用量 (千m<sup>3</sup>) ×発熱量 (ガス供給事業者ごとの数値 G J / 千m<sup>3</sup>) ×原油換算係数 (G J / k1)

## 第4章 実行計画の数値的目標

### 1 温室効果ガス排出量削減のための数値目標

町役場の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、主な排出要因である電気及び燃料使用量について数値目標を設定し、目標達成のための取組を推進する。数値目標の基準年度を平成20年度として以下のように設定する。

#### 温室効果ガス排出量削減のための数値目標

##### ・温室効果ガス総排出量に関する目標

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成20年度排出量	削減目標量	平成32年度排出見込量
平成20年度レベル より12.0%削減	1, 518, 811	182, 257	1, 336, 554

##### ・温室効果ガス排出量削減のための個別の取組み目標

###### (1)電気使用量

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成20年度使用量	削減目標量	平成32年度使用見込量
平成20年度レベル より12.0%削減	1, 109, 389	133, 127	976, 262
電気使用量(kwh)	1, 998, 899	239, 868	1, 759, 031

###### (2)燃料使用量(二酸化炭素換算排出量)

###### ・対象燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油)

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成20年度排出量	削減目標量	平成32年度排出見込量
平成20年度レベル より12.0%削減	92, 245	11, 069	81, 176
ガソリン使用量(ℓ)	29, 838	3, 581	26, 257

###### (3)燃料使用量(二酸化炭素換算排出量)

###### ・対象燃料(都市ガス)

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成20年度排出量	削減目標量	平成32年度排出見込量
平成20年度レベル より12.0%削減	234, 098	28, 092	206, 006
ガス使用量(m <sup>3</sup> )	116, 407	13, 969	102, 438

(4)その他(二酸化炭素換算排出量)メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

(単位:kg-CO<sub>2</sub>)

削減目標	平成20年度排出量	削減目標量	平成32年度排出見込量
設定しない	83, 079	0	83, 079

以上の個別数値目標を確実に達成することにより、町役場の事務及び事業における温室効果ガス排出量を、平成20年度を基準年度とし、計画期間である平成32年度までに12.0%削減することを目標とする。

・他の取組み目標

用紙類や水の使用量等は、温室効果ガス排出量の算定に直接関わるものではないが、使用済み用紙類の再資源等は環境への負荷低減のための身近な取組として有効であることから、具体的な削減目標を設定し、取組んで行くものとする。

(1)コピ一用紙購入量

(単位:枚)

削減目標	平成20年度購入量	削減目標量	平成32年度購入見込量
平成20年度レベル より3.0%削減	2, 001, 750	60, 050	1, 941, 700

(2)水道使用量

(単位:m<sup>3</sup>)

削減目標	平成20年度使用量	削減目標量	平成32年度使用量
平成20年度レベル より14.0%削減	27, 909	3, 907	24, 002

## 第5章 実行計画の取組内容

温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組内容を以下に示す。

### (1) 財やサービスの購入に当たっての配慮

- ① 用紙類の購入
  - ・情報用紙
  - ・印刷用紙
  - ・衛生用紙
- ② 文具・事務機器等の購入
- ③ 電気製品等の購入
- ④ 公用車の購入
- ⑤ その他

### (2) 財やサービスの使用に当たっての配慮

- ① 用紙類の使用
- ② 水の使用
- ③ エネルギーの使用
  - ・電気
  - ・公用車燃料（ガソリン・軽油）
  - ・その他

### (3) 廃棄に当たっての配慮

- ① 減量化
- ② 再資源化・リサイクル
- ③ その他

## 『個別の取組み項目』

### (1) 財やサービスの購入に当たっての配慮

- ① 用紙類の購入
  - ・コピー用紙、印刷用紙は古紙配合率70%、白色度70%以下の再生紙を購入する。
  - ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を購入する。
- ② 文具・事務機器等の購入
  - ・文具類を購入する時は、環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク）の該当商品を購入するよう努める。
  - ・文具類は、詰め替え又は充填が可能な製品を購入するよう努める。
- ③ 電気製品等の購入
  - ・パソコン、プリンター、コピー機等の電気製品は、省エネルギー製品を購入する。
  - ・太陽光発電設備を購入する場合、発電効率の良い機種を選定するよう努める。
- ④ 公用車の購入
  - ・公用車を買い換える場合は、できる限り低公害車（天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド車等）や低燃費車を購入するよう努める。

## (2) 財やサービスの使用に当たっての配慮

### ①用紙類の使用

- ・会議資料の簡素化、資料の共有化に努める。
- ・両面コピー、縮小コピーの活用。
- ・府内LANの活用による、文書のペーパーレス化の推進。
- ・ミスコピー防止のため、使用前の設定確認、使用後のリセットを必ず行う。
- ・課内回覧や保存年限の短い文書は、ミスコピーの裏面を使用する。

### ②水の使用

- ・こまめに蛇口を閉めるなど無駄な水の流失を避ける。
- ・トイレ用水の水量の適正な調整。
- ・水漏れの定期点検。

### ③エネルギーの使用（電気）

- ・昼休みの事務室等の照明は、原則として消灯する。
- ・パソコン、プリンター、コピー機等の事務機器は、昼休みなど長時間使用しないときは電源を切る。
- ・過剰照度是正のため蛍光灯の間引きを行う。
- ・照明器具の清掃、適正な時期に省エネ製品に交換する。
- ・冷暖房は、冷房28°C、暖房20°Cを目安に温度設定する。
- ・ノーカー業デイを励行する。（週2回18時消灯）
- ・クールビズ・ウォームビズに努める。
- ・トイレは原則消灯とし、使用時のみ点灯する。
- ・電気ポットは、特別な会議を除き使用禁止とする。
- ・庁舎本館については、屋外からの光の調節が可能なブラインドカーテンを設置するよう努める。

### ④エネルギーの使用（公用車燃料（ガソリン・軽油））

- ・低公害車を優先的に利用する。
- ・経済走行の徹底を図る。（アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、タイヤの空気圧の適正化）
- ・不用物の不積載を徹底する。
- ・利用が出来る範囲内で効率利用を図る。（出張時の相乗り等）

## (3) 廃棄に当たっての配慮

### ①廃棄物の減量化、資源化、リサイクル化

- ・使用済みの用紙類は、裏面を使用できるものは使用し廃棄する場合は、分別回収する。
- ・ビン、カン、ペットボトル等の分別回収を徹底する。
- ・紙コップ、紙皿など使い捨て製品の購入や使用は抑制する。
- ・修繕可能なものは、修繕してできるだけ長期間使用する。

### エネルギー節約の効果

○電気1kW、1時間の節約は、二酸化炭素0.5kgの削減に相当します。

○ガソリン1ℓの節約は、二酸化炭素2.3kgの削減に相当します。

○灯油1ℓの節約は、二酸化炭素2.5kgの削減に相当します。

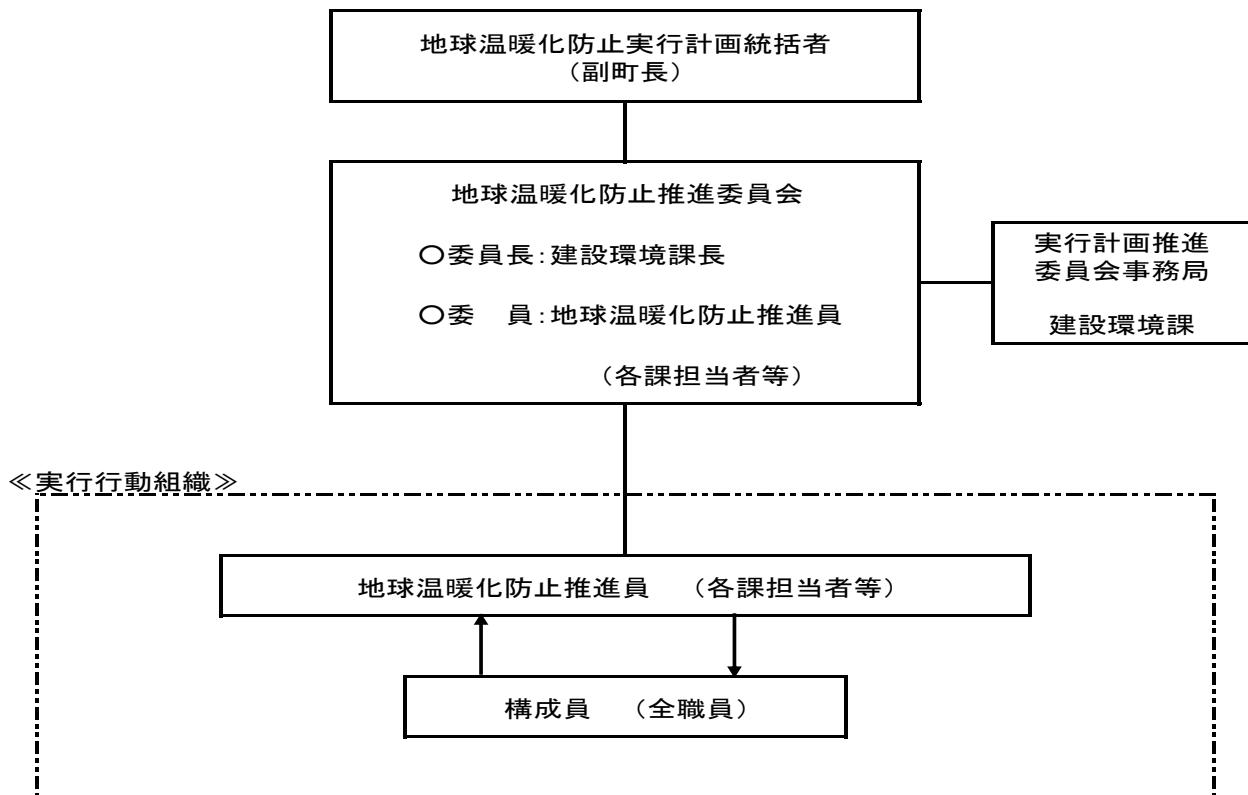
○軽油1ℓの節約は、二酸化炭素2.6kgの削減に相当します。

○都市ガス1m<sup>3</sup>の節約は、二酸化炭素2kgの削減に相当します。

## 第6章 実行計画の点検・推進

計画の進行管理は、各課等を実行行動組織として位置付け、各実行行動組織ごとに行うこととする基本とする。

地球温暖化防止実行計画組織図



### (1) 推進及び点検に係る組織と役割

① 副町長を地球温暖化防止実行計画統括者（以下「統括者」という。）とする。

#### 『役割』

○地球温暖化防止に係る取組み方針について、地球温暖化防止推進委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、指示する。

② 委員会

○建設環境課長を委員長とし、地球温暖化防止推進員（以下「推進員」という。）を委員とする。

#### 『推進に関わる役割』

○全職員が対策の推進者として、意識して省エネ・省資源に取り組む。

○計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。

○今後の取組み等について協議・検討を行うものとする。

#### 『評価・点検に関わる役割』

○毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。

○今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。

### 『職員に対する研修等に関する役割』

- 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。
- 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。
- ③実行計画推進委員会事務局（以下「事務局」という。）
- 建設環境課を事務局とする。

### 『役割』

- 委員会の事務を所管する。
- ④各課等の担当者を実行組織内の推進員とする。

### 『役割』

- 各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。
- ⑤各実行組織における、推進員以外の職員を構成員とする。
- 推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。
- エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

## （2）計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

## （3）職員に対する研修等

計画を推進する職員に対し、実行組織ごとに研修の場を設け、職員への普及、啓発を図ることとする。

## （4）公表

実行計画の取組み結果については、ホームページ等で公表する。